

「新潟市広報検討会議」開催要綱

(目的)

第1条 新潟市の広報のあり方を見直すにあたり、次に掲げることについて、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、新潟市広報検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

- (1) 市が実施している広報活動の課題の整理及び検証に関する事項
- (2) 市が今後実施する広報活動の見直し検討案の妥当性
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(開催期間)

第2条 検討会議の開催期間は、平成30年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 検討会議は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体を代表するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び委員長代理)

第6条 検討会議には委員長及び委員長代理を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は検討会議の進行を行う。

3 委員長代理は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 検討会議は原則、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、地域・魅力創造部広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。